上記の者に送達すべき平成25年８月２日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）1701号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 27 年６月４日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

（備考）裁決の主文及び年月日

裁決の主文　本件各審査請求は、いずれもこれを棄却する。

裁決年月日　平成27年３月31日

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、平成27年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成 27 年６月４日

農林水産大臣　林　　芳正

記

国営最上川下流沿岸土地改良事業（農業用用排水）

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、平成27年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成 27 年６月４日

農林水産大臣　林　　芳正

記

国営新矢作川用水土地改良事業(農業用用排水)

北上川沿岸中田地区土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の３の規定に基づき、宮城県及び岩手県の区域の一部を地区とし、宮城県登米市に事務所を有する北上川沿岸中田地区土地改良区から申請のあった定款変更については、平成27年５月18日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成 27 年６月４日

東北農政局長　豊田　育郎

迫川上流土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の３の規定に基づき、宮城県及び岩手県の区域の一部を地区とし、宮城県栗原市に事務所を有する迫川上流土地改良区から申請のあった定款変更については、平成27年５月18日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成 27 年６月４日

東北農政局長　豊田　育郎

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年６月４日

東北地方整備局長　縄田　　正

1　処分をした年月日　平成27年５月15日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社コウシン西山　一成　福島県福島市御山字甘粕13―４　国土交通大臣許可（般―25）第25246号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成27年５月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年６月４日

四国地方整備局長　石橋　良啓

1　処分をした年月日　平成27年５月19日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三宅産業株式会社　三宅　慎二　香川県観音寺市坂本町７丁目２番10号　国土交通大臣許可（般・特―23）第19178号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成27年４月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

平成27年度共同研究公募課題

国土地理院共同研究実施規程（平成14年３月28日国官技第381号）に基づき実施する共同研究の平成27年度公募課題を次のように定めたので、その研究を共同実施する者を公募する。

平成 27 年６月４日

国土地理院長　小池　　剛

1　研究の題目

題目１：地上画素寸法30cm級の衛星画像を用いた地図作成に関する官民共同研究

2　研究の題目及び申請手続に関する説明会

日時：平成27年６月16日13時から

場所：国土地理院関東地方測量部（東京都千代田区九段南１―１―15九段第２合同庁舎）

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第７０２号

京都市左京区高野西開町15番地　にしきマンション306　北川法律事務所

申立人　北川　英幸

本籍奈良県吉野郡大淀町大字下渕807番地、最後の住所京都市下京区屋形町22番地３　フラミンゴアパート４号、死亡の場所京都市東山区、死亡年月日平成27年２月10日、出生の場所奈良県吉野郡大淀町、出生年月日昭和５年３月20日、職業無職

被相続人　亡　大迫ヒデ子

事務所京都市左京区高野西開町15番地　にしきマンション306　北川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　北川　英幸

京都家庭裁判所

平成２７年（家）第７１４号

京都市南区吉祥院井ノ口町20番地４

申立人　奥　　裕子

申立人代理人弁護士　中村　広明

本籍京都市右京区西京極末広町６番地１、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所京都市南区、死亡年月日平成26年11月26日、出生の場所兵庫県氷上郡柏原町、出生年月日昭和42年２月24日、職業美容室経営

被相続人　亡　奥　聡一郎

事務所京都市中京区両替町通丸太町下ル　船越メディカルビル２階　藤井正大法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口枝見子

京都家庭裁判所

平成２７年（家）第３００１７号

広島市中区東白島町14番15号ＮＴＴクレド白島ビル７階

申立人　一般社団法人広島後見制度支援センター

本籍広島県福山市芦田町大字福田2933番地５、最後の住所広島県福山市水呑町2431番地２、死亡の場所広島県福山市、死亡年月日平成26年12月20日、出生の場所鹿児島県鹿児島市、出生年月日昭和24年１月30日、職業無職

被相続人　亡　奥田富美夫

事務所広島県福山市若松町７番８号杉原ビル３階西　馬場・片山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　馬場　正人

広島家庭裁判所福山支部

平成２７年（家）第２１号

鹿児島県南さつま市加世田川畑5905番地１

申立人　下舞　隆行

本籍鹿児島縣川邊郡加世田村川畑466番戸、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所鹿児島縣川邊郡勝目村、死亡年月日昭和12年10月31日、出生の場所不詳、出生年月日安政６年９月26日、職業不詳

被相続人　亡　下舞　仁助

事務所鹿児島県南九州市知覧町郡5031番地２

相続財産管理人　森　　重知

鹿児島家庭裁判所知覧支部

平成２７年（家）第８８号

鹿児島県指宿市湯の浜４丁目20番12号

申立人　濵崎　治則

本籍福岡県三潴郡大川町大字向島2407番地、最後の住所不明、死亡の場所福岡県三潴郡大川町、死亡年月日昭和14年２月10日、出生の場所鹿児島県肝属郡南方村、出生年月日明治元年２月５日、職業不詳

被相続人　亡　鮫島　マツ

事務所鹿児島市山下町16番11号弁護士法人和田久法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村山　大輔

鹿児島家庭裁判所指宿出張所